

国立大学における男女共同参画推進について

－アクションプラン－

平成23年2月10日

(社)国立大学協会 教育・研究委員会



# 男女共同参画推進を促すための提言

## 1 背景

高等教育への進学意欲が全体的に高まる中で、女性の進学率は大学院を含めて上昇しており、今後、大学等の教員や研究者としての採用を含む、女性の能力を發揮できる環境の一層の整備に取り組むことは、我が国の発展と成長にも大きく資するものと考えられる。

これまで、大学における男女共同参画を推進していくために数値目標が掲げられてきた。その代表的なものは、「2010年までに女性教員比率20%（国立大学協会2000年）」、「2020年までに指導的立場の女性比率30%（第2次男女共同参画基本計画2005年）」、「この5年間で自然科学系女性研究者の採用割合25%（第3期科学技術基本計画2005年）」などであるが、これらの計画に掲げられた数値目標と現状の数値との乖離は大きく、目標達成に向けて、何らかの方策を施す必要がある。

## 2 達成目標とタイムテーブルの設定

大学は重要な雇用組織として、他の雇用組織に対しても、男女平等という社会的価値の推進者としての役割を果たすべきである。それだけでなく、教育機関として、次世代を担う学生たちに対して、新たな男女共同参画モデルを示す必要がある。そのためにも、引き続き、女性教員増加の具体的な達成目標とタイムテーブルを設定することが必要である。

2000年に国立大学協会で、将来の研究者の養成機関である博士課程における女性比率が当時23.6%（国立大学においては21.6%、公立大学23.0%、私立大学29.6%）であり、将来さらに上昇することを予測し「2010年までに国立大学の女性教員比率を20%に引き上げることを達成目標として設定することが適切であると思われる。」とした。これまで個々の国立大学が様々な男女共同参画の推進に努めてきたものの、2010年5月1日現在の女性教員比率は12.7%であり未達成となっている。このことに鑑み、引き続き、国立大学の女性教員比率を20%以上に引き上げることを目指しつつ、少なく

とも 2015 年までに 17%以上（各大学において 1 年ごとに 1%以上）に引き上げることが達成目標として設定することが適切であると思われる。

また、2001 年 6 月の国立大学協会第 3 常置委員会において、大学における女性の雇用および教育関連の実情把握のための調査資料の整備、共通のデータベースの構築と必要に応じて各大学への情報提供を行えるような情報の集積を目的に、今後 10 年間にわたって男女共同参画推進状況の追跡調査を継続的に行うことが決定され、今回が区切りの 10 年目である。前述したように目標を到達していない状況であり、目標達成に向け国立大学における男女共同参画を推進するため、次に提言している大学が取り組むべき事項の実施状況についてフォローアップをしつつ、今後も引き続き追跡調査を行うこととする。調査にあたっては、大学の負担軽減を考慮し、毎年調査すべきものと隔年あるいは 3 年ごとに調査するものの調査項目や収集すべき情報を精選し、簡素化を図ることとする。

### 3 大学が取り組むべき事項

男女共同参画の推進において直面する課題は、個々の大学によってさまざまである。それぞれの大学における問題点を洗い出し、改善に向けた具体的な行動計画を立案するとともに実行に移し、それを評価していくシステムを構築していくことが求められる。

目標の達成に向けた大学が取り組むべき男女共同参画推進のための取組としては、次のようなものが考えられる。

#### 【提言 1】 男女共同参画の推進体制の整備

- (1)男女共同参画推進の基本方針、宣言等の作成、提示
- (2)室、委員会、ワーキング・グループ等の検討推進体制の設置・充実

#### 【提言 2】 女性教員・研究者の拡大

- (1)採用時における積極的是正措置（ポジティブ・アクション）の実施
  - ・採用時に、業績や能力が同等と認められる場合には、積極的に女性を採用
  - ・部局や分野ごとの女性教員比率の年次計画や最終目標（努力目標）の設定
  - ・女性教員を採用した部局等に対する人件費ポイント制等におけるインセンティブの付与

- ・女性研究者を採用する場合、配偶者の採用にも配慮したシステムの整備
- (2)昇任・給与・研修等の男女機会均等の推進
- ・教職員の業績評価に当たって、出産、育児、介護等に従事したことにも配慮
- (3)大学運営における意思決定過程への女性の参画の拡大
- ・役員、部局執行部、全学委員会等の大学の意思決定組織における女性比率の向上
  - ・教授職への女性の積極的登用
  - ・大学関連団体である諸学会と連携した男女共同参画の意識啓発と推進（学会規約に明記するなど）
- (4)女子学生や若手女性研究者、女子中高生など次世代研究者へのロールモデルの提供
- ・大学の研究や研究者の魅力などを紹介する女子中高生対象のセミナー、フォーラム等の開催
  - ・女子学生の卒業後の進路に関するキャリアガイダンスの開催
  - ・女性研究者による次世代女性研究者へのメンター制度の設立や交流会の開催
- (5)女性に多い非常勤講師の待遇の改善の促進等
- ・特定校に数年にわたって非常勤講師として勤務し、事実上常勤化している場合、常勤の教員として採用することへの一層の努力
  - ・非常勤講師が専任になる機会の拡大を支援するため、研究環境の改善、教員との交流等を通じたネットワークへの参加、研究上有益な情報へのアクセスの拡大のための配慮
  - ・非常勤講師が常勤の教員との共同プロジェクトに参加できるよう積極的な配慮

### 【提言3】 就業環境の整備・充実

- (1) 育児・介護等との両立を支援するための就労支援制度の整備・充実
- ・育児、介護等に適応した勤務時間制度や特別休暇制度の導入及び積極的活用
  - ・学生等を活用した幼児教育及び保育ニーズの両面をカバーする制度の整備
  - ・配偶者（男性）の育児休暇の取得の促進及び意識改善
- (2) 育児・介護等との両立を支援するための研究継続支援制度の整備・充実
- ・育児・介護等に携わる研究者に対する研究補助者の配置や雇用経費の助成
  - ・地域内の大学等と連携した代替要員制度の構築など、育児休業が取りやすくなるような代替教員の保障とそのPR
  - ・休業中の教職員に対するICT等を活用した在宅での双方向ネットワークの構

## 築

- (3) 育児休業等からの復帰を容易にすることを含めた施設設備の設置・充実
  - ・ 病児・病後及び学童保育等の多様な保育ニーズに対応できる学内保育施設の整備
  - ・ 更衣室・休憩室・マタニティコーナー等の整備及びベビーベッドを備えたトイレ等の設備の整備・改修
  - ・ 夜間等における安全確保など防犯体制の整備
- (4) 女性研究者が不安や悩みを相談できるようなメンタル的なサポート体制の整備・充実
  - ・ 教職員が、キャリアプランや育児、介護などの相談ができる総合相談窓口の設置などの体制の整備
  - ・ 女性研究者の現状を把握するためのメンターや巡回相談員を配置
  - ・ 女性研究者等が、相互に問題点の共有及びQ&Aが可能なネット上のフォーラムやメーリングリストの構築

### 【提言4】 意識啓発の推進

- (1) 男女の固定的な性別役割分担意識の解消や職場慣行の見直しと改善
- (2) 男女共同参画を推進する諸制度の学内外への積極的広報
  - ・ 両立支援制度の大学ホームページへの掲載
  - ・ 教職員を対象にした両立支援制度の説明会の開催
- (3) 男女共同参画に係る教育研究の推進と啓発セミナー・シンポジウム等の開催
  - ・ 地域等と連携した男女共同参画推進の取組の企画・実施、シンポジウム等の開催
- (4) 両立支援制度（育児・介護休業等）の活用可能な雰囲気醸成
  - ・ 両立支援制度の取得を促すポスター・リーフレットの作成
  - ・ ワーク・ライフ・バランスの観点から、年次休暇等の積極的取得を促進する通知の発出
  - ・ 育児休業を取得した教員が所属する部局へのインセンティブの付与

## 4 国等による支援

それぞれの国立大学が男女共同参画を進めていくためには、文部科学省を始めとする政府機関の支援も必要である。国等による支援として、次のようなことが期待される。

ア 国にあつては、働きやすい環境の整備のための財政支援の拡充等を実施すること。

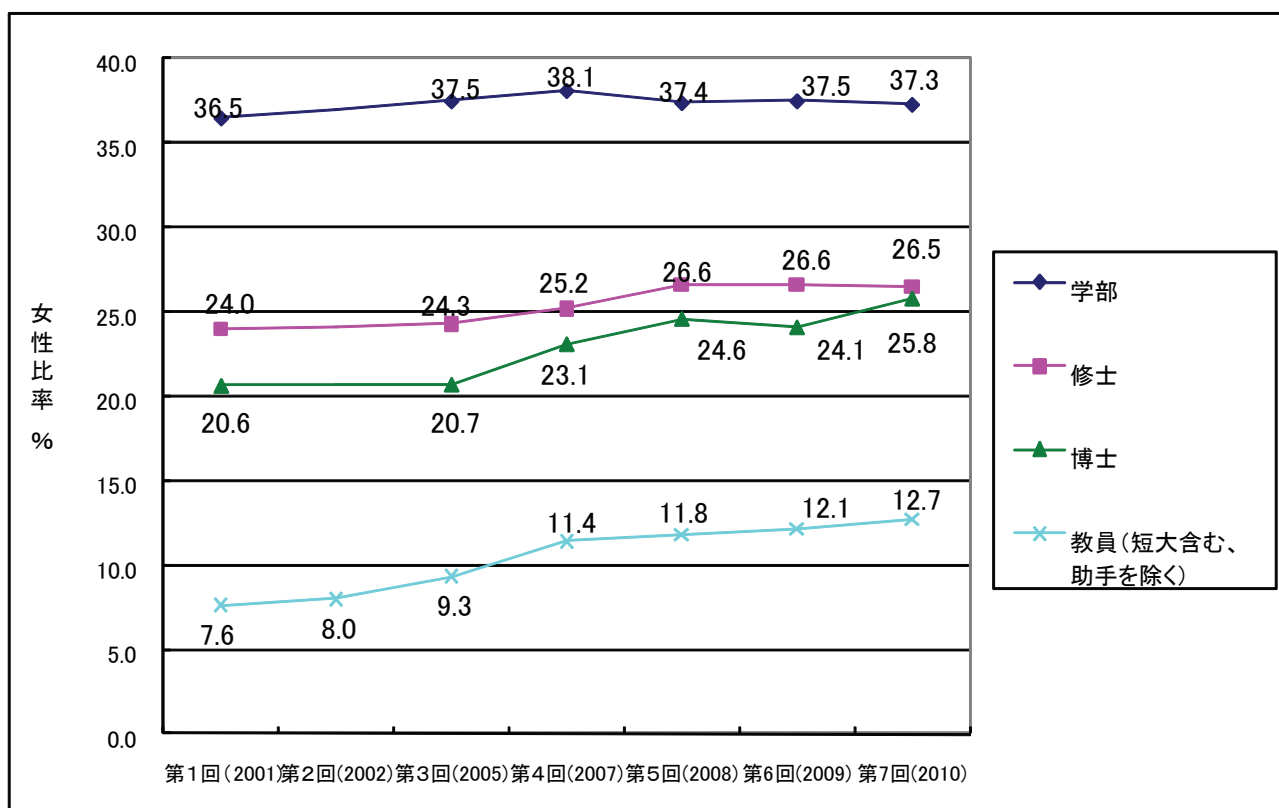
- (1) 人件費削減政策の撤廃
- (2) 施設設備の整備・改善
  - ・ 学内保育施設等の整備
- (3) 女性研究者の支援
  - ・ 育児休業取得に伴う研究費支援制度の構築
  - ・ 介護休業取得に伴う柔軟な支援制度の構築
  - ・ 女性研究者のライフステージにあわせたトータルな支援システムの構築
  - ・ 新規の女性研究者及び研究補助者に係る人件費の補助

イ 地方自治体にあつては、働きやすい環境の整備のための財政支援の拡充等を実施すること。

- (1) 大学近辺への公的な保育施設・介護施設の設置の促進・誘致
- (2) 利用に係る料金の低廉化
- (3) 保育施設におけるニーズに応じた保育時間の配慮
- (4) 大学と自治体との連携・協力体制の強化

【参考資料】

・ 追跡調査年度の学部学生、修士学生、博士学生及び教員（助手除く）の女性比率



※第2回調査では学生について調査を行っていない。

なお、第4回調査からは学校教育法の改正により従来の助手が「助手」及び「助教」に分けられ、助教がデータに含まれるようになった。